

## □引き継ぐべき課題 - 淀川部会

### 1. イタセンパラを指標種とするワンド生態系の回復と再生

イタセンパラは、淀川水系を国内最大の生息地とする日本固有の淡水魚で、1974年に国の天然記念物、1995年に種の保存法の国内希少野生動植物種に指定されているだけでなく、現在環境省の絶滅危惧ⅠA類に指定されている絶滅寸前種である。

淀川では1970年以来イタセンパラを淀川のシンボルフィッシュとしてさまざまな保護活動が行われてきた。しかし、毎年5-6月に行われている仔稚魚調査によると2006年には仔稚魚発見個体数がゼロであった。これはこの12年間で初めての事態であり、本種の生息状況が極めて悪化しており絶滅の危険性がよりいっそう高まっていると判断される。これまで淀川環境委員会や淀川水系流域委員会では一貫して、本種を始めとするワンド生態系の保全と回復に取り組んでおり、淀川河川事務所でも毎年行われる河川整備計画基礎案シートに係る事業点検で見られるように本種をシンボルとする淀川ワンド群の環境保全に努力を行ってきた。

以上の努力にも拘わらず本種が絶滅の可能性がさらに高くなった事実を受けて以下の対策を行うことが緊急かつ重要な課題と考えられる。

- ① 城北ワンド群におけるイタセンパラ絶滅危機の原因解明をできる限り早急に行い緊急対策は勿論であるがさらに根本的な対策を講ずること。

この原因としては、ワンドの浅場の減少や水位変化の減少、中小洪水の減少に伴うワンドのフラッシュアウトの減少、それにもなって増加したと考えられるオオクチバスやブルーギルなどの外来魚やウオーターレタスなど外来植物の急増など、淀川本線の位況・流況にもなっていると考えられ、ひいては治水を目的とした河道改修計画にもなう河道の拡幅や直線化、河床掘削による河床低下ならびに淀川大堰の設置による水位操作もかなり関係していると考えられる。このように複合した要因によって起きていると考えられることから、緊急的な対策を行いつつその効果を検証し、次の対策につなげると共に淀川大堰の弾力的な操作、それでも効果がなければ取水口の位置の変更や淀川大堰の撤去なども視野に入れた根本的な対策も考えることが重要である。

- ② ワンドの干し上げにより、城北ワンド群における魚類や貝類など水生動植物の生息状況の調査と同時に外来魚などの駆除やゴミの除去、などの環境改善を行うこと。また、これらを行ったワンドの干し上げを再度行うことによる水生生物の生息現状調査を行うとともに環境改善の効果を検証すること。

2006年10月から12月に行われたワンドNo. 31の干し上げによる調査の結果（整理途中）は、このワンドには約3700個体の魚類が見られたがその約90%以上が外来魚でとくにブルーギルが最大数を占め、タナゴ類がシロヒレタビラ1個体、フナ類では体長が30cm以上の大型個体しかいなかった。ワンドではフナ類の産卵は行われているので、卵や仔稚魚あるいは幼魚がブルーギルやオオクチバスなどに食害された可能性が極めて高く外来

魚の駆除が急務である。また貝類ではイシガイ 7000 個体以上、ドブガイとトンガリササノハガイで 1000 個体弱など 8000 個体あまりの二枚貝が採集されたほか、絶滅したと思われるオグラヌマガイのほか、マツカサガイ、メンカラスガイなどが発見されるなど成貝は何とか存続しているが再生産が行われている貝類は少ないことなどワンド環境が予想以上に悪化しているという衝撃的な結果が得られた。これらの結果は極めて定量的で客観性が高いので速やかに公表を行うと共に、今後継続して他のワンドも同様の調査と環境改善を行うことが重要である。またこの他、イタセンパラの密猟防止やゴミ投棄によるワンド環境の悪化防止など人の管理も重要と考えられる。

- ③ ブルーギルやオオグチバスなど外来魚およびウオーターレタスなど外来植物の駆除を早急に行うこと。

上で述べたように現在のワンドの在来種にとっての当面の最大の脅威はブラックバスやブルーギルなどの外来魚の存在であり、またウオーターレタスなどの外来植物である。これらの外来種はその影響が大きいことから、国としても外来生物法により特定外来生物にも指定しており、積極的に駆除すべき対象である。とくに保全上の価値が高い種が多いワンド内では、これらの特定外来生物は早急に優先的に根絶を目指した対策を実施すべきである。

- ④ 淀川大堰による水位操作やフラッシュ操作は当面継続し、その効果を検証すること。

淀川大堰の水位操作による環境改善効果には限界があるが操作を行わないよりも行う方が多少の環境改善の効果が得られているので根本的な対策を行うまでは継続して、その効果を検証する努力は必要である。

- ⑤ 樟葉地区の流水域ワンド群の再生を早急に行うこと

現在樟葉ワンドでは 1、2 号は再生され、3 号ワンドは実施されつつあるが、ワンドはできるだけ多くのワンド群として存在した方がワンドの多様性が増し機能が高まることが判っているので、今後も継続して 7 号ワンドまでの再生を早急に行うことが必要である。また場合によってはイタセンパラの野生復帰も視野に入れた取り組みが必要と考えられる。

## 2. 河川整備計画基礎案整備シートに係る平成 16 年度、17 年度事業の進捗点検についての意見のフォローアップを行うこと。

{計画}

- ① 新たな河川管理を志向する上において、河川レンジャー制度は重要と考えており、その充実や発展を図るための措置をいろいろと提言しているが、とくに淀川本線が先行事例となっているのでこの継承発展が必須である。

{環境}

- ① 1 で述べた城北ワンド群だけでなく、庭窪ワンドや赤川地区のワンドやたまりなど現存ワンド群の保全や再生は今後の淀川の環境保全を考える上では非常に重要である。芥川合

流点のワンドの復元や木津川のワンドの保全再生など、淀川流域全体を視野にして可能な限り多くの場所でワンドの保全や再生に取り組む必要がある。

- ② 鶴殿ヨシ原再生や豊里ヨシ原保全のように、淀川の植生を代表する大規模なヨシ原の再生はツバメの埒の再生に寄与するだけでなく、ヨシ原に随伴する希少植物の保全に貢献すると考えられるので、淀川流域全体を視野にして可能な限り多くの場所でヨシ原再生に取り組むことが必要である。
- ③ 淀川大堰下流の干潟の保全・再生は、これら干潟を生息場所とする底生動物だけでなく、シギ類やチドリ類など渡り鳥の中継基地として日本の生物多様性保全を考える上でも重要であり、可能な限り多くの場所で干潟の保全や再生に取り組むべきである。
- ④ 縦断方向の河川形状の修復 桂川などの井堰の撤去や改善など魚類や水生動物の遡上や降下など移動を妨げない構造の検討や魚道の改善を行う。また、淀川に流入している自治体管轄の中小支川でも同様に縦断方向の生物移動を妨げないようにすることが必要である。
- ⑤ 水質悪化防止のための総負荷量管理を行うこと 早期に住民・住民組織・自治体との協働による総負荷量管理を実施し、淀川の水質改善に寄与すること。
- ⑥ 土砂管理を行うこと 堰やダムの改善により土砂の流下を回復し場合によっては置き砂などを行うことにより、下流河川の河床低下や底質改善を行い、生物の成育生息環境の改善に努めること。
- ⑦ ダムや堰の弾力的な運用の検討 ダムの弾力的な運用により可能な限り下流河川の攪乱規模を増大し、モニタリング結果を踏まえて生物の生育・生息環境の改善に資すること。

{治水}

#### ① 堤防強化

現在進行しつつある浸透や洗掘に対する堤防強化を、全川にわたり、できるだけ速やかに完了するとともに、越水にも強い堤防にするための技術開発にも着手すること。なお、スーパー堤防は完成すれば破堤の心配はほとんどないが、単価はきわめて高いので、予算上スーパー堤防の建設事業推進が通常の堤防強化事業の妨げにならないような配慮が必要である。

- ② 水害対策の基本である「自分で守る、みんなで守る、地域で守る」を実行するために、水害に強い地域づくり協議会の設置、ハザードマップの作成や配布、避難態勢、水防活動など様々な試みが行われつつあるが、いざというときに効果が発揮できるような恒状的な体制作りや活動が必須である。

{利水}

- ① 淀川下流域における利水者の水需要の精査確認をきっちりと行い、すみやかに公表することが必要である。
- ② 未利用水の発生が認められる。遊休水利権化している水利権もあり、計画的に水利調整を進める必要がある。

- ③ 特に、事業中のダムから撤退する場合、工業用水からの転用が見込まれている。これらの転用手続きの早期実施を行うよう、条件整備を検討する必要がある。
- ④ 「渇水対策会議」の改正と調整が河川管理者から提案されている。渇水時にのみ開催するのではなく、常時定期的に会議を公開で開き、節水・水需要抑制・水融通の具体策を検討し、実施対策を提言する会議として期待されている。

{利用}

#### ① 舟運

現在新たな水制工が舟運を目的として設置されようとしているが、これが河川環境に与える影響は極めて高いと考えられるので、水制工設置後の土砂移動など河川の物理的な環境変化を把握すると共に、その施工の影響をモニタリングすることにより評価を行うこと。また、舟運に関して、船舶航行の影響検討が行われつつあるが、この結果を十分踏まえた舟の速度や総量規制、プレジャーボートの規制や、舟運にそなえたルール作りなど舟運のあり方を全般的に検討することや必要である。

#### ② 高水敷利用実態の是正

高水敷の利用は「川でしかできない利用」に限定し、既存のグラウンド・ゴルフ場などは段階的に縮小し、新たな施設は認めないなどの処置が必要である。

#### ③ 淀川大堰閘門の設置

淀川大関閘門は舟運を考える上で重要な施設であるが、環境に与える影響は大きいので設置に当たっては、環境への悪影響をできる限り避けるだけでなく、新たな魚道の設置など環境改善を含めて検討することが肝要である。

### 3. 淀川大堰下流への維持流量についての検討

#### ① 淀川下流から大川（旧淀川）への放流について、寝屋川および大川の環境保全の観点から検討

##### 1) 平常時について

大川への放流は、70m<sup>3</sup>/s すべてを直接大川に放流しているが、一部（例えば 70m<sup>3</sup>/s のうち 10m<sup>3</sup>/s）を常時寝屋川経由で放流する可能性を検討する。その場合、水質を維持できる放流量や淀川下流の生態系への影響等についても調査・検討をする。

##### 2) 渇水時について

現行は、潮の干満に合わせて 40m<sup>3</sup>/s～100m<sup>3</sup>/s、1 日平均 60m<sup>3</sup>/s を放流（フラッシュ放流）している。これを、1 日平均の放流量および最低放流量は変えずに、最大放流の頻度を落として最大放流量を多くする（例えば最大放流量を 150m<sup>3</sup>/s とする）ことについて検討し、あわせて淀川下流の生態系への影響も調査・検討する。なお、最低放流量 40m<sup>3</sup>/s のうち、寝屋川経由で放流する量は、上記 1) の結果に従う。

## ② 淀川下流から、神崎川への放流量の検討

神崎川からの工業用水の取水は激減していると推測されるので、この点を精査して、神崎川への放流量を減少させることの負の影響を調査・検討する。

上記1－2)のフラッシュ放流、2の神崎川の放流量削減が現行より負の影響を大きくすることなく実現できることが確認されれば、副次的効果として琵琶湖やダムからの放流、量抑制が必要になった場合、淀川下流でのスムーズな対応が可能になる。

## 4. 淀川、木津川、宇治川の河床変動の実態把握とその環境への影響に関する調査および対策の検討

現在淀川本線は河床掘削や上流からの土砂供給の減少などにより河床が著しく低下している。このことは治水上の安全性は高くなる一方、河川敷と水との落差が大きく冠水域が減少し、水と陸との連続性の分断が生じている。このためにうどのヨシ原に見られるように淀川本来の河川植生が衰退するとともに、樟葉ワンドも消失してしまいそこに分布していたオグナムガイが絶滅するなど環境への影響はきわめて大きい。また、淀川本線の河床低下の影響もあるのか、木津川でも河床低下が著しく、イタセンパラが分布していたワンドやたまりも水位低下や消失が生じている。これは上流のダムや堰などによる土砂供給の減少も原因となっていると考えられる。一方、桂川では河床低下は他の河川ほどは著しくなくいが、これは上流の井堰とその床止めなどが関係している可能性があると考えられる。木津川、宇治川、桂川と淀川本線とは相互に関連しているので、それらすべての土砂供給や河床掘削を含む河床変動の実態を把握して、これにもとづく河床低下防止の対策を早急に行うことがこれらの河川環境保全上是非とも必要である。